

**J-GATE3.0 の稼働に伴う取引制度の見直し等に伴う
業務規程等の一部改正について**

2021年6月8日
株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、本年9月21日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、本年9月21日に予定している次期デリバティブ売買システム（以下「J-GATE3.0」といいます。）の稼働に伴う取引制度の見直し等に伴い、所要の対応を行うことによるものです。

II. 改正概要

1. 取引時間関係

(1) 夜間立会の拡大

- ・夜間立会のザラバ取引の終了時刻を午前5時55分に変更し、夜間立会の引板合わせを午前6時に行うこととします（電力については現行どおりとします。）。

(2) 立会外取引等の申出時間変更

- ・夜間立会の拡大に伴い、立会外取引、E F F取引、E F P取引及びE F S取引の申出時間を午前6時までに変更します（電力については現行どおりとします。）。

2. 取引規制関係

(1) 即時約定可能値幅の寄付板合わせ等への適用

- ・寄付板合わせ等に即時約定可能値幅を適用することとします。

(2) 引板合わせに適用する即時約定可能値幅の拡大

- ・現在、ザラバと同値に設定されている、引板合わせにおける即時約定可能値幅を拡大します。
- ・即時約定可能値幅を明定します。

(備考)

・業務規程第5条及び第6条

・立会外取引実施細則第3条

・E F F取引実施細則第3条

・E F P取引及びE F S取引実施細則第6条

・システム売買実施細則第12条及び第15条

・システム売買実施細則別表3
(第12条関係)

<p>(3) サーキットブレーカー制度の発動基準の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引の一時中断（以下「サーキットブレーカー」といいます。）について、各商品の中心限月取引において、呼値の制限値幅の上限の値段又は下限の値段で取引等が行われた場合、直ちにサーキットブレーカーを発動し、一定時間経過後、制限値幅を拡大し、取引を継続することとします。 サーキットブレーカー幅及びその拡大幅を明定します。 	<ul style="list-style-type: none"> システム売買実施細則第 14 条及び第 15 条 システム売買実施細則別表 4（第 14 条関係）
<p>(4) 立会中断時間の明記等</p> <ul style="list-style-type: none"> 即時約定可能値幅外での売買注文対当及びサーキットブレーカーの発動により立会を一時中断する時間を明定します。 立会の一時的中断を行うことが適当でないと当社が認める場合には、立会の一時的中断を行わないこととします。 立会の一時的中断を行わない場合について明記します。 	<ul style="list-style-type: none"> システム売買実施細則第 15 条 システム売買実施細則第 15 条 システム売買実施細則第 15 条
<p>(5) 新甫発会限月に適用する基準値段の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 即時約定値幅及びサーキットブレーカー幅を設定するための基準値段のうち、新甫発会限月に適用する規定を商品別に整理します。 	<ul style="list-style-type: none"> システム売買実施細則第 12 条及び第 14 条
<p>3. 商品制度関係</p>	
<p>(1) 原油の限月取引の数の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 原油の取引の期限は、新甫発会日の属する月から起算した 15 月以内の各月とし、15 限月制とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務規程第 17 条
<p>(2) 電力先物取引の立会外取引等の申出価格の値幅拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 立会外取引、E F P 取引及び E F S 取引の申出を行うことが可能な値幅（価格帯）を拡大することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 立会外取引実施細則第 2 条 E F P 取引及び E F S 取引実施細則第 5 条の 2

4. その他

(1) 対当値段条件付注文 (M T L O) の廃止

- ・対当値段条件付注文 (値段を指定しない売買注文で、発注した数量のうち未約定となった注文は約定した値段の指値注文として登録される売買注文) に係る機能を廃止することとします。

(2) システム利用に係る規定の整理

- ・J-GATE3.0稼働に合わせて、システム利用料の設定及び徴収等を株式会社大阪取引所が統一して取り扱うことから、当社の規則から関連箇所を削除します。
- ・I S V (Independent Software Vendor) に係る対応は株式会社大阪取引所が統一して取り扱うことから、I S V対応に関する実施要領を廃止します。

(3) その他所要の改正を行うものとします。

・システム売買実施細則第2条、第11条及び別表1 (第6条関係)

・取引参加料等に関する細則第6条、第12条、第13条及び別紙

・業務規程第90条の5等

Ⅲ. 施行日

- ・2021年9月21日から施行します。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2021年9月21日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行します。

以 上